随意契約 (相手方指定) 調書

件名	賃貸借契約(教員用ノートパソコン等再リース) No.5200437	
工(納)期	令和6年8月31日	
契約締結日	令和4年6月22日	
契約金額	228,577,272円(消費税込み)	

契約相手方	三菱HCキャピタル株式会社
	(法人番号:4010001049866)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

契約審査委員会資料経理課契約係R4. 6. 2

業者選定理由書

件名	賃貸借契約(教員用ノートパソコン等再リース)
指名業者(案)	名 称 三菱HCキャピタル株式会社 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表者 執行役員 安栄 香純
特命理由	本件は、令和4年8月31日にリース期間満了を迎えるノートパソコンについて、再リース契約を締結するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 ① 本件は、現在賃借しているコンピュータ・周辺機器(サーバー、プリンタ等)の賃借期間の延長を目的としているため、上記業者以外は、契約締結が不可能である。 ② 現行の賃貸借契約における履行状況は良好である。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)